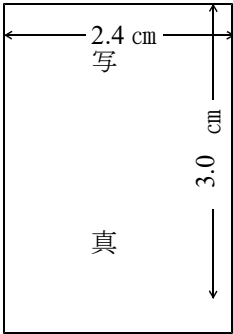


登録を受けるまでの間は空欄にしておくこと。  
法律施行後1年間は未登録であっても「みなし業者」であるため、空欄でも法的に問題なし。

別記様式第十一号（第三十七条関係）

表

 <p>2.4 cm 写</p> <p>3.0 cm 真</p>	<h3>従業者証明書</h3> <p>従業者証明書番号</p>	
	<p>従業者氏名 (年月日生)</p> <p>業務に従事する営業所又は事務所の名称及び所在地</p> <p>この者は、賃貸住宅管理業者の従業者であることを証明します。</p> <p>証明書有効期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>登録番号 国土交通大臣 ( ) 第 号</p>	
<p>(年月撮影)</p> <p>主たる営業所又は事務所の所在地 代表者氏名</p>		<p>商号、名称又は氏名</p>

8.547 cm以上 8.572 cm以下

5.403 cm以下  
5.392 cm以上

裏

備考	<p><b>【補足】</b> 法令で規定されてる従業員者証明書の番号の付番例 1999年4月に雇用された1人目の従業員Aさんの場合 西暦の下二桁：99 雇用された月：04 従業員ごとの固有番号：1(01でも可)</p> <p>Aさんの従業員番号：99041</p>
備考	<p>賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律抜粋 第十七条 賃貸住宅管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。 2 賃貸住宅管理業者の使用人その他の従業者は、その業務を行うに際し、委託者その他の関係者から請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。</p>

備考

- 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
  - 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
  - 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
  - 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 業務に従事する営業所又は事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入すること。  
~~し、営業所又は事務所の長の印を押印すること。~~
- 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 証明書の有効期間は5年以下とすること。

記載事項に変更があった場合、令和3年9月1日以降において営業所又は事務所の長の印は不要。  
**デジタル整備省令(国土交通省令第五十三号)抄**  
(賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部改正)  
 第47条 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則(令和二年国土交通省令第八十三号)の一部を次のように改正する。  
 別記様式第十一号備考2中「記入し、営業所又は事務所の長の印を押印すること。」を「記入すること。」に改める。